**２　日本司法支援センター**

**（1）日本司法支援センター（愛称：法テラス）について**

その成立過程および概要については、一昨年度までの政策綱領において、詳細が記載されている。

ここでは総合法律支援法における法テラスの目的と理念を掲げておく。

第1条　目的

「この法律は、内外の社会経済情勢の変化に伴い、法による紛争の解決が一層重要になることにかんがみ、裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にするとともに弁護士及び弁護士法人並びに司法書士その他の隣接法律専門職者（弁護士及び弁護士法人以外の者であって、法律により他人の法律事務を取り扱うことを業とすることができる者をいう。以下同じ。）のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援（以下「総合法律支援」という。）の実施及び体制の整備に関し、その基本理念、国等の責務その他の基本となる事項を定めるとともに、その中核となる日本司法支援センターの組織及び運営について定め、もってより自由かつ公正な社会の形成に資することを目的とする。」

第2条　理念

「総合法律支援の実施及び体制の整備は、次条から第七条までの規定に定めるところにより、民事、刑事を問わず、あまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会を実現することを目指して行われるものとする。」

**（2）総合法律支援法改正問題**

　　法務省が設置した「充実した総合法律支援を実施するための方策についての有識者検討会」（以下「有識者会議」という）ではとりまとめの報告書を2014（平成26年）6月11日に発表した。これを受けて、総合法律支援法改正案が2015年度臨時国会に提出されることになったが、安保法案等の影響により、審議入りされなかった。

　　その主な内容は下記のとおりである。

**①　高齢者・障がい者に対する民事法律扶助の拡充**

（ア）法律相談援助の拡充

「認知機能が十分でないために自己の権利の実現が妨げられているおそれがある国民等であって、近隣に居住する親族がいないことその他の理由により、弁護士等のサービスの提供を自発的に求めることが期待できないものに対し、弁護士等による法律相談（刑事に関するものを除く。）を実施する。」

高齢者・障がい者は、法的問題を抱えていても、それを認識する能力が十分ではない、意思疎通自体が困難であるなどの理由で、法的支援を求めることができずに問題が顕在化せず重症化する。このような司法アクセス障害を解消するための改正である。

しかしながら、法案では様々な条件が付されており、きわめて限定された高齢者・障がい者が対象となるにすぎない。日本の高齢者は、収入は低くとも資産があるなどの理由で制限されたものであり、資力があると後に法律相談料についても求償するなど、司法アクセス障害解消のためにはきわめて不十分な内容に止まっている。

（イ）代理援助の拡充

「認知機能が十分でないために自己の権利の実現が妨げられているおそれがある国民等のため、自立した生活を営むために必要とする公的給付に係る行政不服申立手続の準備及び追行のため」の代理人の活動を代理援助の対象とする。

これは民事扶助の対象とされていなかった行政手続のうち、高齢者・障がい者の公的給付に係る行政不服申立手続までは民事扶助の対象として拡大されるというものである。実際に対象となるのは年金、児童福祉法上の障害者給付、高齢者の医療確保、障害者自立支援法の4つのみであり、拡大からはほど遠い。

**②　大規模災害被災者に対する法律相談**

「著しく異常かつ激甚な非常災害であって、その被災地において法律相談を円滑に実施することが特に必要と認められるものとして政令で指定するものが発生した日において、民事上の法律関係に著しい混乱を生ずるおそれがある地区として政令で定めるものに住所等を有していた国民等のため」資力を問わない法律相談を実施する。

　阪神淡路大震災および東日本大震災などの大規模災害において、被災者の抱える問題は法律問題を多く含んでいた。弁護士が資力を確認しながら、避難所や仮設住宅にて法律相談を行うことは非現実的であるとして、今回の法改正に繋がった。一年間に限定されているが、緊急時の対応が可能となり、将来の大規模災害に備えることができるようになる。

**③　ＤＶ・ストーカー等被害者に対する総合法律支援の拡充**

「特定侵害行為（ストーカー行為等の規制等に関する法律第二条第一項に規定するつきまとい等、児童虐待の防止等に関する法律第二条に規定する児童虐待又は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力をいう。）を現に受けている疑いがあると認められる者のため、特定侵害行為による被害の防止に関して必要な法律相談を実施するものとすること」

わが国ではＤＶ事案やストーカー事案の件数が過去最多を記録し、これらの事案は被害者に生命・身体等重大な法益侵害が生じるおそれが強いとされている。そこでこれらの被害者には、資力を問わず緊急の法律相談を実施できるようにするというものである。

問題は、法律相談のみに止まり、その後の弁護士による支援活動が援助の対象とならなかったことにあり、従来の民事扶助および日弁連の委託援助事業を活用せざるをえないという点でこれもまた十分な改正内容とはなっていない。

**④　スタッフ弁護士の明文化**

「支援センターは、支援センターの職員のうち、他人の法律事務を取り扱うことについて契約している弁護士につき、弁護士会及び日本弁護士連合会並びに隣接法律専門職者団体との連携の下、当該弁護士の職務の円滑な遂行に必要な措置を講ずるとともに、その資質の向上に努めるものとすること」という規定が新設される。

スタッフ弁護士の明文化については日弁連内には様々な意見があったが、最終的な法案としては法テラスの責務という位置づけになっている。

　以上のとおりの内容について、今後も修正がされる可能性もあるが、国会情勢いかんによっては、廃案となるリスクもあり、わずかながらでも進展した総合法律支援の内容を確実にするための日弁連による今後の国会要請活動は不可欠である。

　他方、日弁連としては、各地の対応態勢について、日弁連の意見を反映させるべく今後も法テラスとの協議を行って整備していく必要がある。

**（3）スタッフ弁護士の役割および配置問題**

**①　スタッフ弁護士の役割**

　　　　スタッフ弁護士に関する弁護士会の考え方は様々であり、スタッフ弁護士を特別な存在として拡大に反対する会、有用なものとして活用を考える会など種々である。

　　　　しかしながら、スタッフ弁護士は前述の有識者会議においても、その活動と各地におけるセーフティーネットとしての意義が評価されており、スタッフ弁護士の配置の問題は、単に、弁護士会側の意見だけではなく、地域住民のニーズ、司法アクセスの観点からも、議論する必要があるものと思われる。

　　　　スタッフ弁護士は、予算の関係もあり250名程度の限られた人数であるが、地域の特性に応じて各地で様々な活動をしており、主として引き受け手を見つけることが困難な案件の受任や法律相談、関係機関との調整活動を行っていることが、その活動報告からも認められる。採算性にとらわれず、社会的弱者や刑事被疑者、被告人のための活動を中心的に行っていることは、弁護士の同僚として高く評価すべきことである。一般のジュディケア弁護士と同様、スタッフ弁護士も、刑事事件や行政争訟など国家権力と対峙しなければならない場面でも、法制上、職務の独立性は保障されており、これまでの間、権力からの干渉に屈したり、あるいは迎合した弁護活動、代理人活動を行ったとの報告は聞かない。

　　　　スタッフ弁護士は業務に関連し、高齢者・障がい者に対する支援活動を行い、地域包括センター等の福祉機関等との連携も行っている。これらの活動を司法ソーシャルワークと称して、新たな取り組みとして認められてきたものである。2014（平成26）年4月からはじまった法テラスの第3期中期目標、中期計画においても、司法ソーシャルワークの取組が明記されている。法テラス東京がパイロット事業として行った司法ソーシャルワークの活動は東弁の高齢者・障がい者委員会でも評価され、連携・協働が試みられている。

　　　　他方、弁護士人口が増大し、民事扶助や国選弁護業務も一般の弁護士の主たる収入源となっているとして、スタッフ弁護士により民事扶助や国選弁護業務が侵食されている、民業圧迫である、という批判がなされるようになった。

2015年度日弁連理事会では、スタッフ弁護士の役割に関する意見交換会を重ねており、民業圧迫論や法テラス否定論からの激しい批判が出されている。その前提として弁護士自治論からの批判やパブリックディフェンダーに対する批判などが提示されているが、いずれの批判も相当ではない。

予算の制約から数が限られているスタッフ弁護士と圧倒的多数のジュディケア弁護士との混合型の扶助制度により、市民が抱えるさまざまな司法アクセス障害の解消に向けて弁護士は対応すべきであることを忘れてはならない。

弁護士自治は職務の独立性と公益のためにあり、民業圧迫などという自己の利益のために使ってはならないと考える。また、米国のパブリックディフェンダーに対する批判は司法予算が限られている州において、過剰労働が生む批判にすぎない。わが国のスタッフ弁護士は、各地の弁護士会との関係で刑事事件を担っている者はさほど多くなく、裁判員裁判においては2番目の弁護人に選任されているほか、法テラス内に刑事弁護技術室が設置され、スタッフ弁護士の刑事弁護の質を高めるための様々な支援が行われている。刑事は国家権力との対峙であるから官選弁護人が担うべきではないという主張は一義的でかつ現実的ではない。

**②　スタッフ弁護士の全国配置および複数配置**

　　　法テラスは、司法ソーシャル活動などの取り組みやスタッフ弁護士の傷病時の対応態勢を考慮して、スタッフ弁護士の未配置の本庁所在地への配置や複数人の配置を要望してきている。

　　　　スタッフ弁護士が当該地域に配置されることにより、これまでジュディケア弁護士だけでは対応困難であった事件や採算性の合わない事件、あるいは弱者救済のためいわゆる「手弁当」で行った事件について、スタッフ弁護士と協働することにより、これまですくい上げることのできなかった事件への対応を進めるきっかけになり得る。総合法律支援法は冒頭に掲げたようにあまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会を実現するということを理念とし、第10条ではこの理念の実現のために、弁護士会、弁護士は体制整備に必要な支援、協力に努めるよう求められている。少なくとも全国配置に向けて、スタッフ弁護士の意義を理解し、弁護士会の公益的活動に取り込み、社会正義の実現を進展させることが、国民・市民から求められているといえる。

**（4）最後に**

　　　　法テラスは司法改革の目玉の一つとして成立したものであり、法務省が管轄の独立行政法人類似の組織とされている。

　　　　　法務省所管というだけでその存在や拡大により、「第二弁護士会」となることを懸念する声もあるが、現在、法テラス本部や地方事務所の所長、副所長などの執行部には、弁護士会から経験豊かな弁護士を送り出している。また、業務を実際に担うのは多くのジュディケア弁護士である。一定の緊張関係を維持しておくことは必要であるが、現実の状況から離れて過剰に敵視をしたりすることにより、総合法律支援法の理念と目的の実現を妨げてはならない。われわれ弁護士、弁護士会は、総合法律支援法の理念と目的実現のために、一定の緊張関係を維持しつつ協働していくことが必要である。

以上